

「図柄」・「看板」著作権侵害等損害賠償請求事件：東京地裁平成24(ワ)9449・平成25年7月2日（民46部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

広告看板の図柄，図柄の美術の著作物性，純粹美術と応用美術（意匠），不正競争行為（不競法2条1項1号）

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は，原告（株式会社黄菱）が，(1) 別紙原告図柄目録記載の図柄（以下「本件図柄」という。）並びに別紙原告看板目録1及び2記載の各看板（以下総称して「本件各原告看板」といい，それぞれ「本件原告看板1」「本件原告看板2」という。）は原告が著作権を有する著作物であり，被告（株式会社シャトー勝沼）が別紙被告看板目録1及び2記載の各看板（以下総称して「本件各被告看板」といい，それぞれ「本件被告看板1」「本件被告看板2」という。）を製作した行為は，本件図柄及び本件各原告看板の複製権（著作権法21条），貸与権（同法26条の3），翻案権（同法27条），二次的著作物の利用に関する原著者の権利（同法28条）を侵害する旨，(2) 本件図柄及び本件各原告看板は原告の商品等表示に当たり被告が本件各被告看板を利用する行為は不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争行為に当たる旨，(3) 被告の上記各行為は原告に対する不法行為（刑法233条，235条，246条，253条に当たる行為）である旨を主張して，被告に対し，不法行為（民法709条）及び不正競争防止法4条に基づく損害賠償を求めた事案である。

2 当事者間に争いのない事実等（争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実）

- (1) 原告は，広告業等を目的とする株式会社である。
- (2) 被告は，酒類の製造及び販売等を目的とする株式会社であり，山梨県内において，観光ワイナリーを運営している。
- (3) 原告と被告は，平成10年頃から，被告のワイナリーの広告看板に関する契約を複数回締結し，原告は，同契約に基づき，本件各原告看板を含む多数の被告のワイナリーの広告看板を製作し，道路脇等に設置した。
- (4) 被告は，原告以外の業者に依頼して本件各被告看板を製作させ，本件被告看板1を山梨県山梨市牧丘町483付近に，本件被告看板2を山梨県甲州市勝沼町1135付近に設置した。

3 本件の争点は，本件図柄及び本件各原告看板が著作物に当たるか（争点1-1），原告が本件図柄及び本件各原告看板の著作権者であるか（争点1-2），被告による著作権侵害の有無（争点1-3），被告による不正競争行為（不正競争防止法2条1項1号）の有無（争点2），被告による不法行為（刑法に該当する行為）の有無（争点3），被告が賠償すべき原告の損

害の額（争点4）である。

【判 断】

1 本件図柄及び本件各原告看板の著作物性（争点1-1）について

(1) 前記当事者間に争いのない事実等，証拠（乙5）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 本件図柄は，被告のワイナリーの広告看板の図柄とするために作成されたものであり，本件各原告看板は，原告が，本件図柄を利用して，車両等を被告のワイナリーに誘導するための広告看板として製作したものである。また，原告は，本件図柄を利用して，本件各原告看板のほかに複数の被告のワイナリーの広告看板を製作した。

イ 本件図柄は，別紙原告図柄目録記載のとおりであり，濃い青色の横長の長方形の背景の中央に，ステムの長さが短めのウィンググラス様のグラスの形が大きく白抜きされ，グラスの上に黄色で「ワイナリー／工場見学」の文字がアーチ型に配置され，グラスの中に背景と同色で「シャトー」「勝沼」の文字が横書きに二段に配置されている。

ウ 本件原告看板1は，別紙原告看板目録1記載のとおりであり，本件図柄とほぼ同じ図柄の右側に白色の縦長の長方形の背景が配置され，背景部分の上部には左折を示す赤色の矢印が，下部には「2 km」の赤色の文字が配置されている。

エ 本件原告看板2は，別紙原告看板目録2記載のとおりであり，上部に白色の横長の長方形の背景，下部に濃い青色の縦長の長方形の背景を配置し，白色の背景部分の上部には右折を示す赤色の矢印，下部には「2.7 km」の赤色の文字が配置され，濃い青色の背景部分の上部には黄色で「ワイナリー」「工場見学」の文字が二段に配置され，その下に本件図柄中のグラスとほぼ同じグラス（中には「シャトー」「勝沼」の文字が横書きに二段に配置されている。）が配置されている。

(2) 原告は本件図柄及び本件各原告看板が「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）に当たると主張するので，以下，検討する。

ア 著作権法2条1項1号は，著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定し，同条2項は「この法律にいう『美術の著作物』には，美術工芸品を含むものとする。」と規定している。これらの規定に加え，著作権法が文化の発展に寄与することを目的とするものであること（同法1条），工業上利用することのできる意匠については，所定の要件の下で意匠法による保護を受けることができるとされていることに照らせば，純粋な美術の領域に属しないいわゆる応用美術の領域に属するもの，すなわち，実用に供され，あるいは産業上利用されることが予定されている図案やひな型などは，鑑賞の対象として絵画，彫刻等の純粋美術と同視し得るといえるような場合

を除いては、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。

これを本件についてみると、本件図柄は、その外形上明らかに被告のワイナリーの広告等の図柄として作成されたものであり、また、本件各原告看板は、本件図柄を利用して製作された広告看板そのものであって、いずれもいわゆる応用美術の領域に属するものと認められる。

そして、本件図柄及び本件各原告看板は、訴求力のある広告効果を持たせるような配色、図柄の形状、字体の選択、各素材の配置等について一定の工夫がされているとはいいい得るものの、広告の対象となる被告の名称及び施設の種類を表す文字とガラスの図柄の単純な組合せからなるもので、これらが、社会通念上、鑑賞の対象とされ、純粋美術と同視し得るものであると認めることは困難である。

イ さらに、著作権法上の著作物として保護されるためには「思想又は感情を創作的に表現したもの」（同法2条1項1号）であることを要するが、前記著作権法の趣旨に鑑み、ありふれた表現にすぎないものは、「創作的に表現したもの」には当たらないというべきである。

これを本件図柄及び本件各原告看板についてみると、ワイナリーの広告看板に「ワイナリー」や「工場見学」という文字、ワイナリーへの方向を示す矢印及び距離、ワイングラスを想起させる図形を表示することは、一般的であると解されること、ガラスの上及び中に配置した文字のバランスに工夫があるとしても、素材を用いて図柄を作成する上での配置としてありふれたものの域を出ないし、ガラスの形状にも、格別の創作性は認められないこと、文字のうち「シャトー勝沼」の部分は毛筆体を思わせるやや角張った特徴のある書体であるが、書体の形態は文字の有する情報伝達機能を発揮するため必然的に一定の制約を受けるものであるから、書体に著作物性を認めるためには書体が顕著な特徴を有するといった独創性があることを要するところ、上記文字の書体にそのような独創性があるとは認められないこと、広告看板の背景や素材に濃い青色と白色と黄色、あるいはこれらの色と赤色を採用して組み合わせることは、他の看板においても見られるものであって（乙3）、ありふれたものにすぎないこと、本件図柄及び本件各原告看板を一体として見たとしても、文字と図柄の単純な組合せにすぎず、全体として一つのまとまりのある表現物として創作性を有しているとは認められないことからすれば、著作権法上保護されるに足りる創作性があるということはいえないと解される。

ウ 以上のとおりであるから、本件図柄及び本件各原告看板は著作権法上の著作物に当たらないと判断することが相当である。

(3) よって、その余の点を判断するまでもなく、本件図柄及び本件各原告看板の著作権侵害に基づく原告の請求は理由がない。

2 被告による不正競争行為の有無（争点2）について

原告は、本件図柄及び本件各原告看板が原告の周知の商品等表示に当たると

して、被告に不正競争防止法2条1項1号の周知表示混同惹起行為があると主張する。

しかしながら、本件図柄及び本件各原告看板には、被告の名称である「シャトー勝沼」の文字が記載されており、原告がこれを自らの商品又は営業を示す表示として用いたことを認めるに足りる証拠はない。

よって、不正競争防止法4条に基づく原告の請求は理由がない。

3 被告による刑法に該当する不法行為の有無（争点3）について

原告は、被告が本件各被告看板を製作・設置・使用する行為が、刑法233条、235条、246条、253条に該当すると主張するものと解される。

しかしながら、原告は上記各条に該当する事実があることを具体的に主張するものでないから、原告の主張は主張自体失当である。

4 結論

以上によれば、争点4について判断するまでもなく原告の各請求は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件において原告は、弁護士等の代理人に委任せず本人訴訟をしているから、法律上の主張もやや支離滅裂になっている。本件にあつての最大の争点は、図柄や看板についての著作物性の問題である。

看板屋の原告はワイナリー経営の被告との間で何回も契約を締結し、本件被告看板1や被告看板2を山梨県の各地に設置したが、その後は、原告以外の業者に依頼して、本件各被告看板を製作させたことから、そのような行為が著作権侵害に当たるか否かが争われた事案である。

2. 裁判所は、まず著作権法2条1項1号の著作物の定義規定を引用するとともに同条2項の「美術の著作物には美術工芸品を含む。」との注意規定を引用しているが、さらに「工業上利用することのできる意匠については・・・意匠法による保護を受けることができること」に対照して、「純粋な美術の領域に属しないいわゆる応用美術の領域に属する、すなわち、実用に供されあるいは産業上利用されることが予定されている図案やひな型などは、鑑賞の対象として絵画、彫刻等の純粋美術と同視し得るといえるような場合を除いては、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。」と説示する。

しかし、ここで判決は、純粋美術の領域に対し応用美術の領域を相対立する概念と位置づけているが、応用美術の概念については必ずしも正解を示しているとはいえない。通常「応用美術作品」というとき、これを英訳すれば"an artistic work applied to articles"のことであるから、意匠法にいう意匠(industrial designs)とは全く違う概念である。したがって、応用美術作品といえるためには、まずその前提として純粋美術品が存在しなければならないのである。

ところが、本件の看板に表現されているワイングラスの絵などは純粋美術といえるような個性的な作品ではないし、その周囲に表現されている文字は単純な言葉や普通の書体から成るものであり、全体として絵画と評価できるようなものではないのである。

したがって、裁判所は、本件図柄や各原告看板は現行著作権法上によって保護される著作物（純粋美術品）には該当しないと判断したが、妥当というべきであろう。

3. 裁判所はまた、原告が主張した被告による不正競争行為（争点2）と不法行為（争点3）の両者についても検討した。しかし、いずれもそれぞれの成立要件を具備する証拠はないと認定したが、原告は主張するだけであって、その事実を裏付けるための証拠の調査はしていないようである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

原告図柄目録



(別紙)

原告看板目録 1



(別紙)

原告看板目録 2



(別紙)

被告看板目録 1



(別紙)

被告看板目録 2

